幼保連携型認定こども園の園則・運営規程案

※対応関係が分かりやすいように園則と運営規程を並べて記載していますが、実際に作成する際は、それぞれ別に作成してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 園則（認定こども園法第１６条） | 運営規程（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第２０条） |
|  | １　施設の目的及び運営の方針  （事業所の名称等）  第○条　この認定こども園（以下「本園」という。）の名称及び所在地は、次のとおりとする。  （１）名　称　　○○○○○  （２）所在地　　△△市・・・・・・・  （施設の目的及び運営の方針）  第○条　本園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。  ２　本園は教育基本法（平成18年法律第120号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下、「認定こども園法」という）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他の関係法令並びに関係条例を遵守して運営する。 |
| ４　利用定員及び職員組織に関する事項  （子どもの区分ごとの利用定員）  第○条　本園の子ども・子育て支援法第31条第1項の利用定員は、次のとおりとする。  　（１）１号認定子ども　○人  　（２）２号認定子ども　○人  　（３）３号認定子どものうち、満１歳以上の子ども　○人  　（４）３号認定子どものうち、満１歳未満の子ども　○人 | ６　小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員  第○条　本園の子ども・子育て支援法第31条第1項の利用定員は、園則第○条に定めるとおりとする。 |
| ２　教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項  第○条　本園の教育課程その他の教育・保育の内容は、幼保連携型認定こども園の教育・保育要領に定める基準（平成26年内閣府令第39号）に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。  （１）特定教育・保育  　　第○条に規定する時間において、教育及び保育を提供する。  （２）・・・  ※ほかに行う事業（一時預かり、延長保育など）があれば記載する。 | ２　提供する特定教育・保育の内容  （提供する教育・保育の内容）  第○条　本園の教育課程その他の教育・保育の内容は、園則第○条に定めるとおりとする。 |
| ４　利用定員及び職員組織に関する事項  （職員の職種、員数及び職務の内容）  第○条　本園に、次の職員を置くことができる。  　※配置職員、人数については、園の実情により変えてください。  　（１）園長　１名  　（２）副園長　１名  　（３）主幹保育教諭　１名  （４）副主幹教諭　　○名  　（５）専門リーダー　○名  　（６）分野別リーダー　○名  　（７）保育教諭　数名（園児の数に応じて配置する）  　（８）調理員　２名  ２　前項の職員の職務は、認定こども園法その他の関係法令の定めるところによる。  ※各園で分掌事務を定めてある場合は、それを記載しても可。 | ３　職員の職種、員数及び職務の内容  （職員の職種、員数及び職務の内容）  第○条　本園に置く教職員の職種、員数及び職務の内容は、園則第○条に定めるとおりとする。 |
| １　学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項  （学年及び学期）  第○条　本園の学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。  ２　本園の学期は次のとおりとする。  　（１）第１学期　４月１日から８月３１日まで  　（２）第２学期　９月１日から１２月３１日まで  　（３）第３学期　１月１日から３月３１日まで  （特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日）  第６条　本園における教育・保育を提供する日は、園児の支給認定区分に応じ、次のとおりとする。  　（１）１号認定子ども　教育週数は原則として３９週以上とし、園則第○条に定める学期において教育・保育を行う。  　（２）２、３号認定子ども　月曜日から土曜日まで  （特定教育・保育の提供を行わない日）  第７条　前条の規定に関わらず、次に掲げる日は、教育及び保育の  提供を行わない。  　　（１）日曜日  　　（２）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日  　　（３）年末年始（１２月２９日から翌年１月３日まで）  ２　前項に規定するほか、１号認定こどもは次の休業日を設ける。  　　（１）土曜日  　　（２）夏季休暇　○月○日から○月○日まで  　　（３）冬季休暇　○月○日から○月○日まで  　　（４）春期休暇　○月○日から○月○日まで  （特定教育・保育の提供を行う時間）  第８条　本園において、特定教育・保育を提供する時間は、園児の  認定の区分ごとに次のとおりとする。  （１）１号認定子ども　午前○時から午後○時までの○時間（以下、「教育時間」という。）とする。ただし、教育時間以外の時間帯において保育が必要な場合は、午前○時から午後○時までの範囲内で一時預かり保育を行う。  （２）２、３号認定子どものうち、保育標準時間給付を受ける園児　午前○時から午後○時までの１１時間（保育標準時間）とし、保育標準時間を超えて保育が必要な園児については、午後○時から午後○時の範囲内で延長保育を提供する。  （３）２、３号認定子どものうち、保育短時間給付を受ける園児  　　午前○時から午後○時までの８時間（保育短時間）とし、保育短時間を超えて保育が必要な園児については、午後○時から午後○時の範囲内で延長保育を提供する。 | ４　特定教育・保育の提供を行う日（１号の利用定員を定めている施設にあっては学期を含む。）及び時間、提供を行わない日  （特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日）  第○条　本園において、特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日は、園則第○条から第○条に定めるとおりとする。 |
| ３　保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項  （子育て支援事業）  第○条　保護者に対する子育て支援事業として、認定こども園法施行規則第２条に掲げる事業のうち、○○○○を行う事業、○○○○を行う事業、・・・を実施する。 |  |
| ５　入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項  （入園、退園、転園、休園及び卒園）  第○条　本園の入園は、保護者からの入園申込書の提出を受けて、園長が許可する。  第○条　園長は、園児が次の各号に該当するときは、退園させることができる。  　（１）保護者が退園を申し出た場合  　（２）園児が長期間にわたり入院し、退院の見込みがない場合  　（３）その他、入園を継続することが適当でない場合  ２　退園又は休園しようとする者は、あらかじめ、その理由を付し  て園長に届け出るものとする。  第○条　園長は、本園の所定の課程を修了した園児に修了証書を授  与する。 | ７　特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（選考方法を含む）  （利用の開始及び終了に関する事項等）  第○条　本園の入園、退園、休園、修了等に関する事項は、園則第○条から第○条に定めるとおりとする。  ２　本園は、１号認定こどもの利用定員の総数を超える利用の申し込みについて、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第６条第２項の規定により、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、本園の教育理念に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。  ３　前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。  ４　本園は、２号認定子ども及び３号認定子どもの利用について、市町村が行う利用の調整及び要請に対し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第７条の規定により、できる限り協力する。 |
| ６　保育料その他の費用徴収に関する事項  （保護者から受領する利用者負担）  第○条　本園においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条第1項の規定により、園児の居住する市町村が定める額の基本保育料を保護者から徴収し、当該市町村から施設型給付費等を法定代理受領する。  ２　本園においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条第3項の規定により、本園の特定教育・保育の質の向上を図るため、次に掲げる特定保育料を徴収し、その金額及び徴収時期等は園則第○条に定めるとおりとする。  　　※例）施設整備費：認可基準を超えた園舎等の整備のため  　　※特定保育料（上乗せ）を徴取する施設のみ記載する。 | ５　支給認定保護者から受領する利用料負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額  （保護者から受領する利用者負担）  第○条　本園において、保護者から受領する利用者負担については、園則第○条に定めるもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条第4項の規定により、次のとおり実費を徴収する。　※実態に合わせて記載してください。  　（１）給食食材費　１号認定子ども　○円  　　　　　　　　　　２号認定子ども　○円  　（２）通園送迎費用　日額○円  　（３）・・・  　（４）その他本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるもの　園長が定める金額  ２　園則第○条第２項の特定保育料及び前項の実費については、書  面により保護者に事前に説明し、園則第○条第２項の特定保育料  については、文書により保護者の同意を得る。  ３　園則第○条第１項の基本保育料及び第２項の特定保育料及び第  １項の実費の支払いを受けたときは、支払いの区分ごとに、当該  費用に係る領収書を保護者に交付する。 |
| ７　その他施設の管理についての重要事項 |  |
|  | ８　緊急時における対応方法  （緊急時における対応方法）  第○条　本園は、園児の安全の確保を図るため、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条の規定により、学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行う。  ※ほかに定めている内容があれば追加してください。 |
|  | ９　非常災害対策  （非常災害対策）  第○条　本園は、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第32条に基づき、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。  ※ほかに定めている内容があれば追加してください。 |
|  | １０　虐待の防止のための措置に関する事項  （虐待の防止のための措置に関する事項）  第○条　本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、教職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。 |
|  | １１　その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項  （その他運営に関する重要事項）  （運営の一般原則）  第○条　幼保連携型認定こども園は、園児の人権に十分配慮するとともに、園児一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。  ２　幼保連携型認定こども園は、その所在する地域との交流及び連携を図るよう努めなければならない。  ３　幼保連携型認定こども園は、園児が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めなければならない。  ４　幼保連携型認定こども園は、園児の保護者及び地域住民に対し、当該幼保連携型認定こども園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。  （差別的取扱いの禁止）  第○条　幼保連携型認定こども園は、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用負担の有無によって差別的取扱いをしてはならない。  （虐待等の禁止）  第○条　幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。  （園児の心身の状況に合わせた指導）  第○条　幼保連携型認定こども園は、園児が心身の状況によって履修することが困難な教科について、当該園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。  （食事）  第○条　幼保連携型認定こども園は、園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園（第６条の規定により当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねる他の学校、社会福祉施設等の調理室を含む。）内で調理する方法により行わなければならない。  ２　幼保連携型認定こども園における食事の献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。  ３　幼保連携型認定こども園は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに園児の身体的状況及び好を考慮した食事を提供しなければならない。  ４　幼保連携型認定こども園における調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。  ５　幼保連携型認定こども園は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。  ６　幼保連携型認定こども園は、園児の食育の推進に努めなければならない。  （懲戒に係る権限の濫用禁止）  第○条　園長は、児童福祉法第４７条第３項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を傷つける等その権限を濫用してはならない。  （秘密保持等）  第○条　幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。  ２　幼保連携型認定こども園は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。  （苦情への対応）  第２４条　幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。  ２　幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育て支援に関し、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。  ３　幼保連携型認定こども園は、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第８３条に規定する運営適正化委員会が行う同法第８５条第１項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。  （保護者との連絡）  第○条　園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等について当該園児の保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。  （関係市町村、市町村教育委員会等との連携）  第○条　幼保連携型認定こども園は、その所在する地域において子どもが健やかに育成されるよう、市町村、市町村教育委員会、民生委員及び児童委員、児童福祉施設等との緊密な連絡及び協力の体制を確保しなければならない。 |